

委 託 契 約 書 (案)

社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団防犯カメラ設置
業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次の条項により委託契約を締結する。

（信義・誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（業務の内容）

第2条 甲は、乙に業務を委託し、乙は、別添仕様書の定めるところにより、業務を
実施する。

（委託期間）

第3条 業務の委託期間は、契約締結の日から令和9年3月15日までとする。

（委託料）

第4条 この契約に基づく委託料は、 円（うち消費税及び地方消費税の額
円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、承継し、貸し
付けし、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾
を得た場合はこの限りでない。

（再委託等の禁止）

第7条 乙は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務
の一部を他に委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ書面による甲
の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を
遵守させるとともに、甲に対する責任を共有させなければならない。

（調査等）

第8条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査
し、所要の報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

（完了報告及び完了検査）

第9条 乙は、業務を完了したときは、書面をもって甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項に定める通知を受けたときは、直ちに業務の完了について検査を行う
ものとする。

3 乙は、前項の検査により不合格となり、成果物について補正を命じられたときは、
遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。
この場合、再検査の期日については、前項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第10条 前条第2項の完了確認後、乙は委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、乙の請求書を受理した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(費用負担)

第11条 業務を実施するために必要な機械器具及び資材に係る費用は、すべて乙の負担とする。

(サービス)

第12条 この契約により乙の作業員が行う業務上の行為は、すべて乙の責めとし、業務上の事故の場合もすべて乙の責任において措置するものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(1) この契約に違反したとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により委託業務を遂行することが困難であるとき。

(3) 委託業務の実施につき、不正の行為があったとき。

(4) 正当な理由がないのに甲の指示に従わなかったとき。

(5) 乙又は乙の代表役員等、一般役員もしくは経営に事実上参加若しくは実質的に経営している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団等を含む。）であると認められたとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

3 天災その他やむを得ない理由により、本契約を継続しがたい事由が生じた場合、甲乙協議のうえ、本契約を解除することができる。契約解除を合意した場合は、契約当事者が受けた一切の損害について、相互に賠償する責を負わないものとする。

4 甲が、甲の都合によりこの契約を解除した場合は、乙は契約解除受付時点までに要した費用を甲に請求することができる。

(損害賠償)

第14条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

2 甲は、乙が業務の実施に当たり、故意又は過失によって資料、建物、機械器具等（第三者の所有に属するものを含む。）を破損し、又は亡失し、それによって甲が損害を受けたときは、乙に対しその損害の賠償を請求することができる。再委託先の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約不適合責任)

第15条 甲は、引き渡された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは第9条第2項の完了検査の結果を通知した日から1年以内（以下、「契約不適合責任期間」という。）

）に限り、乙に対し、当該成果品の補修、代替物の引渡し又は不足分の引渡しにより履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 前項の請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求の根拠を示して、甲の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

4 甲は、成果品の引渡しの際（成果品の引渡しがない場合にあっては、業務が終了した際）に契約不適合があることを知ったときは、その旨を直ちに乙に通知しなければ、契約不適合責任期間の内であっても、第1項及び第2項による請求をすることができない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

5 引き渡された成果品の契約不適合が甲の指示により生じたものであるときは、甲は第1項及び第2項による請求をすることができない。ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながら甲に通知しなかったときは、この限りでない。

6 前各項の規定は、第13条の解除権の行使を妨げるものではない。

（関係書類の整備及び保管）

第16条 乙は、業務に係る経費を他の経費と区分して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、業務の関係書類を業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

（秘密の保持）

第17条 乙は、業務の実施において知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

3 乙は、第1項の秘密の保持について、その従事者に周知し徹底させなければならない。

（法令等の遵守）

第18条 乙は、雇用者及び使用者として、労働関係法令、その他法令等に規定されたすべての義務を遵守するとともに責任をもってこれを履行しなければならない。

（契約外の事項）

第19条 この契約書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて
甲乙協議して定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通
を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

愛媛県松山市道後町2丁目12番11号
甲 社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団
理事長 山 口 真 司

乙